



平成26年1月17日  
内閣府沖縄担当部局

## 拠点返還地の指定について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第26条第1項に基づき、下記の区域を拠点返還地として指定した旨、本日の官報告示により公示しましたのでお知らせいたします。

### 記

- ・ キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区の区域

### 《参考》

返還が合意された駐留軍用地のうち、市域を超えた広域的な見地から沖縄の自立的発展等の拠点となると認められる区域について、内閣総理大臣が指定。  
(跡地利用特措法第26条第1項第1号)

(連絡先) 内閣府政策統括官(沖縄政策担当) 付  
担当：西牧、島袋  
電話： 03-3581-9725  
FAX： 03-3581-9761